

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○保安林の解除の予定 (治山林道課)	1
○道路の区域変更 (道路課)	1
○道路の供用開始 (〃)	1
公 告	
○県営土地改良事業の計画の変更 (農業基盤課)	1
○都市計画の変更の案の縦覧(2件) (都市計画課)	1
高知県教育委員会規則	
◎高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則	2
◎高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	14
高知県教育委員会告示	
◎高知県立埋蔵文化財センターの指定管理者の指定 (教育委員会事務局文化財課)	23
◎博物館に相当する施設の指定 (教育委員会事務局生涯学習課)	23
高知県収用委員会公告	
○公示による通知 (12・24揭示)	23
入札公告	
○一般競争入札(高知県立幡多けんみん病院清掃業務)の公告 (公営企業局県立病院課)	24

告 示

高知県告示第19号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

平成22年1月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
高知市孕東町字大畠60の2・字田有ヶ山74の2 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

- 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 解除の理由
指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び高知市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第20号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成22年1月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成22年1月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 城川橋原
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡橋原町坂本川67番から 高岡郡橋原町坂本川62番地先まで	前	4.1	144
		5.7	
高岡郡橋原町坂本川62番地先まで	後	5.4	144
		11.6	

高知県告示第21号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年1月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年1月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 城川橋原
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡橋原町坂本川67番から 高岡郡橋原町坂本川62番地	144	平成22年1月12日

先まで

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業(芸西2期地区畑地帯総合整備事業(区画整理))の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年1月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 縦覧に供する書類
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成22年1月12日から同年2月9日まで
- 縦覧場所
芸西村役場
- その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに県に意見書を提出することができる。

平成22年1月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 都市計画の種類
安芸都市計画道路(1・4・1号南国安芸線)
- 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
安芸郡芸西村西分字浅津の一部
- 都市計画の案の縦覧場所
高知県土木部都市計画課、安芸市役所及び芸西村役場
- 縦覧期間
平成22年1月12日から同月26日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準

用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに県に意見書を提出することができる。

平成22年1月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
香南都市計画道路（1・4・1号南国安芸線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
香南市野市町東野字ツノ丸の一部
香南市野市町土居字追辻、野々土居、藤四郎、興右エ門邸、倉ノ神邸、六窪邸、本久邸、源右エ門邸、久保田、高樋及び福永の各一部
香南市香我美町徳王子字紅葉賀、花宴、若紫、榊、須磨、野分、夕顔、鈴虫及び夕霧の各一部
香南市夜須町坪井字瀧ヶ岡、神木、ワクガ内、野神、コモノ本、熊崎及び上樋田の各一部
香南市夜須町西山字丸山、峯滝、旭山、成相、西峯及び神ノ木谷の各一部
香南市夜須町出口字城ノ門、上中代、船渡シ、堀町、ス川、ツクダ、口槇ヶ谷及び槇ヶ谷の各一部
香南市夜須町千切字伊槇谷及び槇ヶ谷の各一部
香南市夜須町手結山字茱萸谷、茱萸谷山、上大谷山及び下大谷山の各一部
安芸郡芸西村西分字芋谷、山屋敷、アゾウ谷、ヒエ尻、飯森端、飯森東端、榎田及び浅津の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
高知県土木部都市計画課、香南市役所香我美庁舎及び芸西村役場
- 4 縦覧期間
平成22年1月12日から同月26日まで

教育委員会規則

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成22年1月12日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

高知県教育委員会規則第1号

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則

（高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部

改正）

第1条 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則（平成14年高知県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式裏面を次のように改める。

(裏面)

貸与を受ける奨学金の返還の債務について、申請者と連帯して負担します。

連帯保証人 ※4	年 月 日 郵便番号 住 所 氏 名 生年月日 電話番号 奨学生との関係 職 業 勤務先(会社名等)	連帯保証人 ※4	郵便番号 住 所 氏 名 生年月日 電話番号 奨学生との関係 職 業 勤務先(会社名等)
-------------	--	-------------	---

(以下は、記載しないでください。)

世帯員数	収入の種別	基準額	障害者加算	母子・父子加算	収入基準額
	給与 その他				
収入合計					
生活保護世帯		非課税世帯	減免世帯	基準額以下の世帯	

- 備考 ※1 申請者が成年者である場合は、保護者の記載は必要ありません。
- ※2 申請者と生計を一にする家族に次に掲げる方がいる場合は、その旨を「備考」欄に記載してください。
- (1) 障害等級が1級、2級又は3級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている方
 - (2) 級別が1級又は2級と記載された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - (3) 障害の程度がA1、A2又はB1と記載された療育手帳の交付を受けている方
- ※3 奨学金の振込口座は、申請者本人の名義のものに限ります。
- ※4 連帯保証人のうち1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
- 5 次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 申請者と生計を一にする家族全員の住民票の写し
 - (2) 奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に生活保護を受けた世帯は、福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書
 - (3) 奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に地方税法第295条第1項の規定により市町村民税を非課税とされた方の属する世帯(市町村民税を課税された方が1人以上いる世帯を除く。)又は同法第323条の規定に基づき市町村民税の減免を受けた方の属する世帯(市町村民税の減免を受けなかった方が1人以上いる世帯を除く。)は、市町村長が発行する証明書
 - (4) (2)又は(3)に該当しない世帯は、市町村長が発行する収入・所得を証明する書類
 - (5) ※2に該当する世帯は、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し又は療育手帳の写し
 - (6) 父母の一方若しくは両方がいないか、又はこれらに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の方が児童を養育している世帯は、そのことを証明する書類
 - (7) 奨学金の振込口座の各項目の記載内容を確認することができる預金通帳の写し
- 6 記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別様に記載した書類を添えてください。

別記第1号様式の2裏面を次のように改める。

(裏面)

貸与を受ける奨学金の返還の債務について、申請者と連帯して負担します。

連帯保証人 ※4	年 月 日 郵便番号 住 所 氏 名 生年月日 電話番号 奨学生との関係 職 業 勤務先(会社名等)	連帯保証人 ※4	年 月 日 郵便番号 住 所 氏 名 生年月日 電話番号 奨学生との関係 職 業 勤務先(会社名等)
-------------	--	-------------	--

(以下は、記載しないでください。)

世帯員数	収入の種別	基準額	障害者加算	母子・父子加算	収入基準額
	給与 その他				
収入合計					
生活保護世帯		非課税世帯	減免世帯	基準額以下の世帯	

- 備考 ※1 申請者が成年者である場合は、保護者の記載は必要ありません。
- ※2 申請者と生計を一にする家族に次に掲げる方がいる場合は、その旨を「備考」欄に記載してください。
- (1) 障害等級が1級、2級又は3級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている方
 - (2) 級別が1級又は2級と記載された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - (3) 障害の程度がA1、A2又はB1と記載された療育手帳の交付を受けている方
- ※3 奨学金の振込口座は、申請者本人の名義のものに限ります。
- ※4 連帯保証人のうち1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
- 5 次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 申請者と生計を一にする家族全員の住民票の写し
 - (2) 奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に生活保護を受けた世帯は、福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書
 - (3) 奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に地方税法第295条第1項の規定により市町村民税を非課税とされた方の属する世帯(市町村民税を課税された方が1人以上いる世帯を除く。)又は同法第323条の規定に基づき市町村民税の減免を受けた方の属する世帯(市町村民税の減免を受けなかった方が1人以上いる世帯を除く。)は、市町村長が発行する証明書
 - (4) (2)又は(3)に該当しない世帯は、市町村長が発行する収入・所得を証明する書類
 - (5) ※2に該当する世帯は、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し又は療育手帳の写し
 - (6) 父母の一方若しくは両方がいないか、又はこれらに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の方が児童を養育している世帯は、そのことを証明する書類
 - (7) 在学する高等学校等が発行する在学証明書
 - (8) 奨学金の振込口座の各項目の記載内容を確認することができる預金通帳の写し
- 6 記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別様に記載した書類を添えてください。

別記第1号様式の3裏面を次のように改める。

(裏面)

貸与を受ける奨学金の返還の債務について、申請者と連帯して負担します。

連帯保証人 ※4	年 月 日 郵便番号 住 所 氏 名 生年月日 電話番号 奨学生との関係 職 業 勤務先(会社名等)	連帯保証人 ※4	年 月 日 郵便番号 住 所 氏 名 生年月日 電話番号 奨学生との関係 職 業 勤務先(会社名等)
-------------	--	-------------	--

奨学金の貸与を申請することになった家庭の事情(事実発生年月日: 年 月 日)

学校長の所見

年 月 日

学校名
学校長氏名

(以下は、記載しないでください。)

世帯員数	収入の種別	基準額	障害者加算	母子・父子加算	収入基準額
	給与 其他				
収入合計				事由発生前	
				事由発生效后	

- 備考 ※1 申請者が成年者である場合は、保護者の記載は必要ありません。
- ※2 申請者と生計を一にする家族に次に掲げる方がいる場合は、その旨を「備考」欄に記載してください。
- 障害等級が1級、2級又は3級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている方
 - 級別が1級又は2級と記載された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - 障害の程度がA1、A2又はB1と記載された療育手帳の交付を受けている方
- ※3 奨学金の振込口座は、申請者本人の名義のものに限ります。
- ※4 連帯保証人のうち1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
- 次に掲げる書類を添えてください。
 - 申請者と生計を一にする家族全員の住民票の写し
 - 市町村長が発行する収入・所得を証明する書類
 - (1)及び(2)に掲げる書類のほか、奨学金の貸与を申請することになった家庭の事情を証明する書類
 - ※2に該当する世帯は、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し又は療育手帳の写し
 - 父母の一方若しくは両方がいないか、又はこれらに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の方が児童を養育している世帯は、そのことを証明する書類
 - 在学する高等学校等が発行する在学証明書
 - 奨学金の振込口座の各項目の記載内容を確認することができる預金通帳の写し
 - 記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別様に記載した書類を添えてください。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式 (第6条関係)

誓約書

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生	奨学生決定番号		学校名			
	フリガナ氏名		Ⓜ 住所	(郵便番号 -)		
	生年月日	年 月 日	電話番号			
保護者※1	フリガナ氏名		Ⓜ 住所	(郵便番号 -)		
	生年月日	年 月 日	電話番号			
	奨学生との関係		職業	勤務先		
連帯保証人※2	フリガナ氏名		Ⓜ ※3 住所	(郵便番号 -)		
	生年月日	年 月 日	電話番号			
	奨学生との関係		職業	勤務先		
連帯保証人※2	フリガナ氏名		Ⓜ ※3 住所	(郵便番号 -)		
	生年月日	年 月 日	電話番号			
	奨学生との関係		職業	勤務先		

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例及び高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の規定に従い、奨学生としての責務を誠実に果たします。

保護者においては、奨学生に対して高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例及び高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の規定に従い、奨学生としての責務を誠実に果たさせるとともに、義務の不履行その他不都合な行為をさせないようにします。

連帯保証人においては、奨学金の返還の債務について、奨学生と連帯して負担します。

- 備考 ※1 奨学生が成年者である場合は、保護者の記載は必要ありません。
 ※2 連帯保証人のうち1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
 ※3 この誓約書に押印した連帯保証人の印鑑については、市町村長が発行する印鑑証明書を添えてください。

別記第4号様式中
 「奨学生 決定番号」
 を
 「奨学生 奨学生決定番号」
 に改める。
 別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式(第7条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生 奨学生決定番号
 郵便番号
 住 所
 氏 名 ㊟
 電話番号

奨学金振込口座変更届

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第7条第3項の規定により、奨学金の振込口座を次のとおり変更していただくよう届け出ます。

金融機関名				店舗名		
預金種別	普通	口座番号			口座名義	

- 備考 1 奨学金の振込口座は、奨学生本人の名義のものに限ります。
 2 奨学金の振込口座の各項目の記載内容を確認することができる預金通帳の写しを添えてください。

別記第6号様式中
 「奨学生 決定番号」
 を
 「奨学生 奨学生決定番号」
 に改める。
 別記第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生 奨学生決定番号
郵便番号
住 所
氏 名 ㊟
電話番号

奨学生（保護者・連帯保証人）異動届

次のとおり奨学生（保護者・連帯保証人）に異動がありましたので、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第9条第1項（第2項）の規定により届け出ます。

区分	異動事項	異動年月日	異動内容
奨学生	氏名の変更 住所の変更 退学 転学 転籍 編入学 休学 3月を超える欠席 復学 3月を超える欠席 をやめたこと 死亡		
保護者	氏名の変更 住所の変更		
連帯保証人	氏名の変更 住所の変更 職業の変更 勤務先の変更 連帯保証人として適当でない事由が生じたこと		

- 備考 1 「異動事項」欄は、該当するものを○で囲んでください。
2 「異動年月日」欄は、異動事項ごとにその異動があった日を記載してください。
3 異動内容を証明する書類を添えてください。
4 奨学生が死亡した場合は、死亡したことを証明する書類を添えて、保護者又は連帯保証人の方が届け出てください。

別記第9号様式を次のように改める。

第9号様式 (第10条関係)

第 号
年 月 日

様

高知県教育長



奨学金貸与一時停止通知書

下記の理由により、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例第4条の規定に基づき、
年 月から奨学金の貸与を一時停止します。

記

一時停止の理由

別記第12号様式を次のように改める。

第12号様式 (第13条関係)

第 号
年 月 日

様

高知県教育長



奨学金貸与取消通知書

下記の理由により、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例第6条の規定に基づき、
年 月から奨学金の貸与を取り消します。

記

取消しの理由

別記第13号様式中
「奨 学 生 決定番号」
を
「奨 学 生 奨学生決定番号」
に改め、同様式備考中「保護者以外の者」を「保護者以外の方
で、独立の生計を営む成年者」に、「市町村長の」を「市町村
長が」に改める。
別記第14号様式を次のように改める。

第14号様式 (第15条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生 奨学生決定番号

郵便番号

住 所

氏 名 ㊟

電話番号

返還期間変更申請書

下記のとおり大学等で修学するために資金の貸与を受けましたので、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第15条第3項の規定により、奨学金の返還期間の変更を申請します。

記

- | | | |
|---|------------------------|---|
| 1 | 貸与を受けた奨学金の総額 | 円 |
| 2 | 現在の返還期間 | 年 |
| 3 | 入学した大学等の名称 | |
| 4 | 大学等で修学するために貸与を受けた資金の総額 | 円 |

- 備考 1 「貸与を受けた奨学金の総額」欄は、高知県立高校通学支援奨学金貸与条例に基づく奨学金の貸与を受けた場合は、その奨学金の総額を加えて得た額を記載してください。
- 2 大学等で修学するために資金の貸与を受けたことを証明する書類を添えてください。

別記第15号様式(その1)中
「奨学生 決定番号」
を
「奨学生 奨学生決定番号」
に改め、同様式(その1)備考3を削り、同様式(その2)中
「奨学生 決定番号」
を
「奨学生 奨学生決定番号」
に改め、同様式(その2)備考3を削り、同様式(その3)中
「奨学生 決定番号」
を
「奨学生 奨学生決定番号」
に改め、同様式(その3)備考3を削る。
別記第16号様式から別記第19号様式までを次のように改める。

第16号様式 (第17条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生 奨学生決定番号
 郵便番号
 住 所
 氏 名 ㊟
 電話番号

奨学金返還猶予申請書

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第17条第1項の規定により、下記のとおり奨学金の返還の猶予を申請します。

記

- 1 貸与を受けた期間 年 月から 年 月まで
- 2 貸与を受けた金額 円
- 3 返還済金額 円
- 4 返還の猶予を受けようとする金額 円
- 5 返還の猶予を受けようとする期間 年 月から 年 月まで
- 6 返還の猶予を受けようとする理由

備考 返還の猶予を受けようとする理由を証明する書類(学年の記載がある在学証明書等)を添えてください。

第17号様式 (第17条関係)

第 号
年 月 日

様

高知県教育長 印

奨学金返還猶予通知書

年 月 日付けで申請のありました高知県高等学校等奨学金の返還の猶予については、年 月 日まで返還を猶予することとしましたので、通知します。

第18号様式 (第18条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生 奨学生決定番号
郵便番号
住 所
氏 名 ㊟
電話番号

奨学金返還免除申請書

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第18条第2項の規定により、下記のとおり奨学金の返還の免除を申請します。

記

- 1 貸与を受けた期間 年 月から 年 月まで
- 2 貸与を受けた金額 円
- 3 返還済金額 円
- 4 返還の免除を受けようとする金額 円
- 5 返還の免除を受けようとする理由

備考 1 奨学生が死亡した場合は、死亡したことを証明する書類を添えて、保護者又は連帯保証人の方が申請してください。

2 奨学生が精神又は身体に著しい障害を受けた場合は、精神障害者保健福祉手帳の写し若しくは身体障害者手帳の写し又は医師が発行する診断書（当該障害を受けたことを確認することができるもの）を添えてください。

第19号様式 (第18条関係)

第 号
年 月 日

様

高知県教育長 ㊟

奨学金返還免除通知書

年 月 日付けで申請のありました高知県高等学校等奨学金の返還の免除については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

- 1 貸与した金額 円
- 2 返還済金額 円
- 3 返還未済金額 円
- 4 返還を免除する金額 円
- 5 返還を免除する理由

(高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の廃止)

第2条 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成21年高知県教育委員会規則第17号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則中第2条の規定は公布の日から、第1条の規定及び次項の規定は平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正前の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則別記第15号様式は、同条の規定による改正後の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年1月12日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

高知県教育委員会規則第2号

高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則(平成19年高知県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式裏面を次のように改める。

(裏面)

貸与を受ける奨学金の返還の債務について、申請者と連帯して負担します。

年 月 日

連帯保証人 住 所
※4 氏 名
生年月日
電話番号
奨学生との関係
職 業

㊞

連帯保証人 住 所
※4 氏 名
生年月日
電話番号
奨学生との関係
職 業

㊞

(以下は、記載しないでください。)

世帯員数	収入の種別	基準額	障害者加算	母子・父子加算	収入基準額
	給与 その他				
収入合計					
生活保護世帯		非課税世帯	減免世帯	基準額以下の世帯	

- 備考 ※1 申請者と生計を一にする家族に次に掲げる方がいる場合は、その旨を「備考」欄に記載してください。
- (1) 障害等級が1級、2級又は3級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている方
 - (2) 級別が1級又は2級と記載された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - (3) 障害の程度がA1、A2又はB1と記載された療育手帳の交付を受けている方
- ※2 月額5,000円、10,000円、15,000円、20,000円、25,000円又は30,000円の中から貸与を受けたい額を選んで記載してください(通学のために使用する公共交通機関の運賃の月額を超える額を選択することはできません。)
- ※3 奨学金の振込口座は、申請者本人の名義のものに限ります。
- ※4 連帯保証人のうち1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
- 5 次に掲げる書類を添えてください(併せて「高知県高等学校等奨学金貸与申請書」を提出し、次に掲げる書類を添える方は、添える必要はありません。)
- (1) 申請者と生計を一にする家族全員の住民票の写し
 - (2) 奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に生活保護を受けた世帯は、福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書
 - (3) 奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に地方税法第295条第1項の規定により市町村民税を非課税とされた方の属する世帯(市町村民税を課税された方が1人以上いる世帯を除く。)又は同法第323条の規定に基づき市町村民税の減免を受けた方の属する世帯(市町村民税の減免を受けなかった方が1人以上いる世帯を除く。)は、市町村長が発行する証明書
 - (4) (2)又は(3)に該当しない世帯は、市町村長が発行する収入・所得を証明する書類
 - (5) ※1に該当する世帯は、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し又は療育手帳の写し
 - (6) 父母の一方若しくは両方がいないか、又はこれらに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の方が児童を養育している世帯は、そのことを証明する書類
 - (7) 奨学金の振込口座の各項目の記載内容を確認することができる預金通帳の写し
- 6 記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別様に記載した書類を添えてください。

別記第2号様式裏面を次のように改める。

(裏面)

貸与を受ける奨学金の返還の債務について、申請者と連帯して負担します。

年 月 日

連帯保証人 住 所
 ※4 氏 名 ④
 生年月日
 電話番号
 奨学生との関係
 職 業

連帯保証人 住 所
 ※4 氏 名 ④
 生年月日
 電話番号
 奨学生との関係
 職 業

(以下は、記載しないでください。)

世帯員数	収入の種別	基準額	障害者加算	母子・父子加算	収入基準額
	給与 其他				
収入合計					
	生活保護世帯	非課税世帯	減免世帯	基準額以下の世帯	

- 備考 ※1 申請者と生計を一にする家族に次に掲げる方がいる場合は、その旨を「備考」欄に記載してください。
- (1) 障害等級が1級、2級又は3級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている方
 - (2) 級別が1級又は2級と記載された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - (3) 障害の程度がA1、A2又はB1と記載された療育手帳の交付を受けている方
- ※2 月額5,000円、10,000円、15,000円、20,000円、25,000円又は30,000円の中から貸与を受けたい額を選んで記載してください(通学のために使用する公共交通機関の運賃の月額を超える額を選択することはできません。)
- ※3 奨学金の振込口座は、申請者本人の名義のものに限ります。
- ※4 連帯保証人のうち1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年人でなければなりません。
- 5 次に掲げる書類を添えてください(併せて「高知県高等学校等奨学金貸与申請書」を提出し、次に掲げる書類を添える方は、(8)に掲げる書類のみを添えてください。)
- (1) 申請者と生計を一にする家族全員の住民票の写し
 - (2) 奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に生活保護を受けた世帯は、福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書
 - (3) 奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に地方税法第295条第1項の規定により市町村民税を非課税とされた方の属する世帯(市町村民税を課税された方が1人以上いる世帯を除く。)又は同法第323条の規定に基づき市町村民税の減免を受けた方の属する世帯(市町村民税の減免を受けなかった方が1人以上いる世帯を除く。)は、市町村長が発行する証明書
 - (4) (2)又は(3)に該当しない世帯は、市町村長が発行する収入・所得を証明する書類
 - (5) ※1に該当する世帯は、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し又は療育手帳の写し
 - (6) 父母の一方若しくは両方がいないか、又はこれらに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の方が児童を養育している世帯は、そのことを証明する書類
 - (7) 在学する県立高校が発行する在学証明書
 - (8) 通学のために利用する公共交通機関の運賃の額を確認することができる書類(通学定期の写し等)
 - (9) 奨学金の振込口座の各項目の記載内容を確認することができる預金通帳の写し
- 6 記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別様に記載した書類を添えてください。

別記第3号様式裏面を次のように改める。

(裏面)

貸与を受ける奨学金の返還の債務について、申請者と連帯して負担します。
 年 月 日

連帯保証人 住 所 名 氏 名 ④
 ※4 生年月日
 電話番号
 奨学生との関係
 職 業

連帯保証人 住 所 名 氏 名 ④
 ※4 生年月日
 電話番号
 奨学生との関係
 職 業

奨学金の貸与を申請することになった家庭の事情(事実発生日: 年 月 日)

学校長の所見

年 月 日

学校名
 学校長氏名 ④

(以下は、記載しないでください。)

世帯員数	収入の種別	基準額	障害者加算	母子・父子加算	収入基準額
	給与 其他				
収入合計				事由発生前	
				事由発生後	

- 備考 ※1 申請者と生計を一にする家族に次に掲げる方がいる場合は、その旨を「備考」欄に記載してください。
- (1) 障害等級が1級、2級又は3級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている方
 - (2) 級別が1級又は2級と記載された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - (3) 障害の程度がA1、A2又はB1と記載された療育手帳の交付を受けている方
- ※2 月額5,000円、10,000円、15,000円、20,000円、25,000円又は30,000円の中から貸与を受けたい額を選んで記載してください(通学のために使用する公共交通機関の運賃の月額を超える額を選択することはできません。)
- ※3 奨学金の振込口座は、申請者本人の名義のものに限ります。
- ※4 連帯保証人のうち1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
- 5 次に掲げる書類を添えてください(併せて「高知県高等学校等奨学金貸与申請書」を提出し、次に掲げる書類を添える方は、(7)に掲げる書類のみを添えてください。)
- (1) 申請者と生計を一にする家族全員の住民票の写し
 - (2) 市町村長が発行する収入・所得を証明する書類
 - (3) (1)及び(2)に掲げる書類のほか、奨学金の貸与を申請することになった家庭の事情を証明する書類
 - (4) ※1に該当する世帯は、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し又は療育手帳の写し
 - (5) 父母の一方若しくは両方がいないか、又はこれらに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の方が児童を養育している世帯は、そのことを証明する書類
 - (6) 在学する県立高校が発行する在学証明書
 - (7) 通学のために利用する公共交通機関の運賃の額を確認することができる書類(通

学定期の写し等)
(8) 奨学金の振込口座の各項目の記載内容を確認することができる預金通帳の写し
6 記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別様に記載した書類を添えてください。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式 (第4条関係)

第 号
年 月 日

様

高知県教育長 印

高知県立高校通学支援奨学金貸与内定通知書

年 月 日付けで申請のありました奨学金については、貸与することを内定しましたので、高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則第4条第1項の規定により通知します。

なお、県立高校に入学後 年 月 日までに下記の書類を高知県教育長に提出してください。

記

- 1 在学する県立高校が発行する在学証明書
- 2 通学のために利用する公共交通機関の運賃の額を確認することができる書類

備考 今回の内定は、奨学金の貸与の決定ではありません。奨学金の貸与の決定については、月ごろを予定しています。

別記第5号様式中
「奨学生氏名 様」

を
「 様 」
に改める。

別記第6号様式中

「 決定番号 」 を 「 奨学生決定番号 」 に、

「 年 月 日生 」

を
「 年 月 日 」

に改め、同様式備考中「市町村長の」を「市町村長が」に改める。

別記第7号様式中
「奨学生 決定番号 」

を
「奨学生 奨学生決定番号」
に改める。

別記第8号様式を次のように改める。

第8号様式(第8条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生 奨学生決定番号
住 所
氏 名 ㊟

奨学金振込口座変更届

奨学金の振込口座を変更したいので、高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則第8条第3項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

金融機関名			店舗名		
預金種別	普通	口座番号			口座名義

- 備考 1 奨学金の振込口座は、奨学生本人の名義のものに限ります。
2 奨学金の振込口座の各項目の記載内容を確認することができる預金通帳の写しを添えてください。

別記第9号様式中
「奨学生 決定番号」
を
「奨学生 奨学生決定番号」
に改める。
別記第10号様式を次のように改める。

第10号様式 (第10条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生 (保護者又は連帯保証人)

奨学生決定番号

住 所

氏 名

㊦

奨学生 (保護者・連帯保証人) 異動届

奨学生 (保護者・連帯保証人) に異動がありましたので、高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則第10条第1項 (第2項) の規定により下記のとおり届け出ます。

記

区分	異動事項	異動年月日	異動内容
奨学生	氏名の変更 住所の変更 退学 転学 転籍 休学 3月を超える欠席 復学 3月を超える欠席をやめたこと 死亡		
保護者	氏名の変更 住所の変更		
連帯保証人	氏名の変更 住所の変更 職業の変更 連帯保証人として適当でない事由が生じたこと		

- 備考
- 1 「異動事項」欄は、該当するものを○で囲んでください。
 - 2 「異動年月日」欄は、異動事項ごとにその異動があった日を記載してください。
 - 3 異動内容を証明する書類を添えてください。

別記第12号様式中
「奨学生 決定番号」
を
「奨学生 奨学生決定番号」
に改める。
別記第13号様式及び別記第14号様式中
「奨学生氏名 様」
を
「 様」
に改める。
別記第16号様式及び別記第17号様式中
「奨学生氏名 様」
を
「 様」
に、「年 月分から」を「年 月から」に改める。
別記第18号様式中
「奨学生 決定番号」
を
「奨学生 奨学生決定番号」
に改め、同様式備考中「市町村長の」を「市町村長が」に改める。
別記第19号様式を次のように改める。

第19号様式 (第17条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生 奨学生決定番号
住 所
氏 名 ㊟

返還期間変更申請書

下記のとおり大学等で修学するために資金の貸与を受けましたので、高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則第17条第3項の規定により奨学金の返還の期間の変更を申請します。

記

- 1 貸与を受けた奨学金の総額
円
- 2 現在の返還期間
年
- 3 入学した大学等の名称
- 4 大学等で修学するために貸与を受けた資金の総額
円

備考 1 「貸与を受けた奨学金の総額」欄は、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例に基づく奨学金の貸与を受けた場合は、その奨学金の総額を加えて得た額を記載してください。

2 大学等で修学するために資金の貸与を受けたことを証明する書類を添えてください。

別記第20号様式中
「奨学生 決定番号」
を
「奨学生 奨学生決定番号」
に改める。
別記第21号様式を次のように改める。

第21号様式 (第19条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生 奨学生決定番号

住 所

氏 名

㊟

奨学金返還猶予申請書

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例第8条の規定に基づき奨学金の返還の猶予を受けたいので、高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則第19条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 奨学金の貸与を受けた期間
年 月から 年 月まで
- 2 貸与を受けた奨学金の額
円
- 3 返還済みの奨学金の額
円
- 4 返還の猶予を受けようとする奨学金の額
円
- 5 奨学金の返還の猶予を受けようとする期間
年 月から 年 月まで
- 6 奨学金の返還の猶予を受けようとする理由

備考 返還の猶予を受けようとする理由を証明する書類(学年の記載がある在学証明書等)を添えてください。

別記第22号様式中

「奨学生氏名 様」

を

「 様 」

に、「年 月 日まで」を「年 月 日まで」に改める。

別記第23号様式を次のように改める。

第23号様式（第20条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生（保護者又は連帯保証人）

奨学生決定番号

住 所

氏 名

㊞

奨学金返還免除申請書

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例第9条の規定に基づき奨学金の返還の免除を受けたいので、高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則第20条第3項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 奨学金の貸与を受けた期間
年 月から 年 月まで
- 貸与を受けた奨学金の額
円
- 返還済みの奨学金の額
円
- 返還の免除を受けようとする奨学金の額
円
- 奨学金の返還の免除を受けようとする理由

- 備考
- 奨学生が死亡した場合は、死亡したことを証明する書類を添えて、保護者又は連帯保証人の方が申請してください。
 - 奨学生が精神又は身体に著しい障害を受けた場合は、精神障害者保健福祉手帳の写し若しくは身体障害者手帳の写し又は医師が発行する診断書（当該障害を受けたことを確認することができるもの）を添えてください。
 - 1又は2以外の場合の添付書類については、高知県教育委員会へお問い合わせください。

別記第24号様式中

「奨学生氏名 様」

を

「 様 」

に、「貸与を受けた奨学金の総額」を「貸与した奨学金の額」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

教育委員会告示

高知県教育委員会告示第1号

高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第55号）第10条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第14条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成22年1月12日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

- 施設の名称
高知県立埋蔵文化財センター
- 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市高須353番地2
財団法人高知県文化財団
- 指定期間
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

高知県教育委員会告示第2号

博物館法（昭和26年法律第285号）第29条に規定する博物館に相当する施設として、平成21年12月21日に次の施設を指定した。

平成22年1月12日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

施設名	所在地	設置者
高知市立自由民権記念館	高知市棧橋通四丁目14番3号	高知市

収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書面を受領しないときは、平成22年1月14日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

平成21年12月24日（揭示済）

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

1 書面の種類

平成21年12月15日付け現地調査の実施及び審理の開催についての通知書

2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名

南国市稲生字崩レ2694番2、2694番5及び2694番6の土地の所有者のうち次の者

居所不明。ただし、住民票住所

香川県坂出市川津町3413番地

山本 憲彰

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年1月12日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称及び数量

高知県立幡多けんみん病院清掃業務 一式

(2) 委託業務の履行場所

高知県立幡多けんみん病院の病院棟及び構内（宿毛市山奈町芳奈3-1地内）

(3) 委託業務の仕様等

別に作成する仕様書による。

(4) 委託業務の履行期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年から平成23年までに高知県が委託する庁舎等の清掃業務の特定調達契約に係る競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に記載されている者又は名簿に記載されていない者で平成22年2月5日（金）までに高知県総務部管財課において、一般競争入札及び指名競争入札

の参加資格の認定を受けたものであること（この場合において、同年1月22日（金）午後5時までに当該認定に係る申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない場合がある。）。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 医療法（昭和23年法律第205号）第15条の2及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する清掃の業務を適正に行う能力のある者であること。

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示された入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号788-0785

宿毛市山奈町芳奈3-1

高知県立幡多けんみん病院総務課

電話番号0880-66-2225（直通）

(2) 入札説明書の交付の期間及び場所

ア 期間

平成22年1月12日（火）から同月27日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）

イ 場所

(1)の場所

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成22年2月23日（火）午後1時30分（郵送による場合は、書留郵便によるものとし、同月22日（月）午後4時までに(1)の場所に必着すること。）

イ 場所

宿毛市山奈町芳奈3-1 高知県立幡多けんみん病院3階大会議室

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除する。

イ 契約保証金

高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）第22条及び第23条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示された入札参加資格を満たすことを証明する書類を3の(1)の場所に平成22年1月27日午後5時までに提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県公営企業局長又は高知県立幡多けんみん病院長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他契約規程第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

契約規程第9条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 最低価格の入札者を落札者としめない場合

この一般競争入札は、低入札価格調査の基準価格を設定しており、基準価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格をもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 契約書の作成の要否

要

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Contractor: Kuniyasu Yamashita, Director, Kochi Prefectural Hata-Kenmin Hospital

(2) Nature and quantity of the services to be required: Cleaning of Kochi Prefectural Hata-Kenmin Hospital

(3) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Wednesday 27 January 2010

(4) Date and time of tender: 1:30 P.M. on Tuesday 23 February 2010 (bid tenders submitted by registered mail should be received by 4:00 P.M. on Monday 22 February 2010)

(5) Contact: Institution Management Section General Affairs Division, Kochi Prefectural Hata-Kenmin Hospital, 3-1 Yoshina Yamana-cho, Sukumo City Kochi 788-0785 Japan

Tel: 0880-66-2225